

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和5年度の「介護職員処遇改善加算・
介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等
ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」
に係る提出期限について」の送付について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1119

令和4年12月20日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948、3949)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年12月20日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和5年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、計画書等の様式の簡素化を検討しており、見直し後の様式については2月末日処で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしていたるところですが、
- ・ 令和5年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

ですので、管内のサービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

令和5年度当初の特例（予定）

令和5年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年4月15日までに計画書を都道府県知事等へ提出する。

（参考）通常の手続き

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ提出する。

※「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000957094.pdf>